第１章　計画の概要

１．計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は、2010 年（平成 22 年）の 1 億 2,806 万人をピークに減少過程に入っており、2016 年（平成 28 年）には 1 億 2,693 万人にまで減少しています。

この間も、65 歳以上の高齢者人口については一貫して増加を続けており、2016 年（平成 28 年）には過去最高の 3,459 万人に達し、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）についても過去最高の 27.3%となるなど、高齢化が進んでいます。

一方、生産年齢人口（15～64 歳）については、1995 年（平成 7 年）に 8,726 万人のピークを迎えた後は減少を続け、2016 年（平成 28 年）には 7,656 万人まで減少しています。（総務省「人口推計」10 月 1 日現在による）

こうした高齢者の増加を背景に、介護保険制度のサービス利用者も増加し続けており、介護保険の給付費は急速に増大しています。

今後ますます高齢化が進むとともに、生産年齢人口は減少していくことが予測される中、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にもなっています。

特に今後は、大きな人口集団である団塊の世代や団塊ジュニアが 75 歳以上に達する時期に介護需要等の急増が想定され、それぞれ 2025 年問題、2050 年問題として、その対応策が大きな課題となっています。

地域においては、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援・介護を必要とする高齢者が今後ますます増加するとともに、地域の高齢者・障がい者・子どもに関する、さまざまな地域の課題が重層化・複雑化していくものと考えられます。

こうした状況の中、医療・介護（予防）・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、さらに広い視点からは、地域で暮らす全ての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指すことが求められています。

本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、2015 年（平成 27 年）度～2017 年（平成 29 年）度を計画期間とする『南丹市 高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

『南丹市 高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画』は、３年ごとの見直しが定められた法定計画であることから、今般の介護保険制度の改正や本市における高齢者の状況の変化等を踏まえつつ、計画の見直しをする必要があります。

本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、2018 年（平成 30 年）度～2020 年度を計画期間とする『南丹市高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画』を策定します。

２．計画の位置づけと役割

［法的位置づけ］

本計画は、老人福祉法（第 20 条の８）に基づく「老人福祉計画」と介護保険法（第 117 条第１項）に基づく「介護保険事業計画」の２計画を一体のものとして策定した計画です。

老人福祉法 第 20 条の８	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第 117 条第１項	市町村は、基本指針に即して、３年を１期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

また、「介護保険事業計画」については、その第６期～第９期の計画について、“2025 年を見据えた地域包括ケアシステムの構築”を実現するための「地域包括ケア計画」としての位置づけも併せ持つものです。

［計画の役割］

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係わるサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。

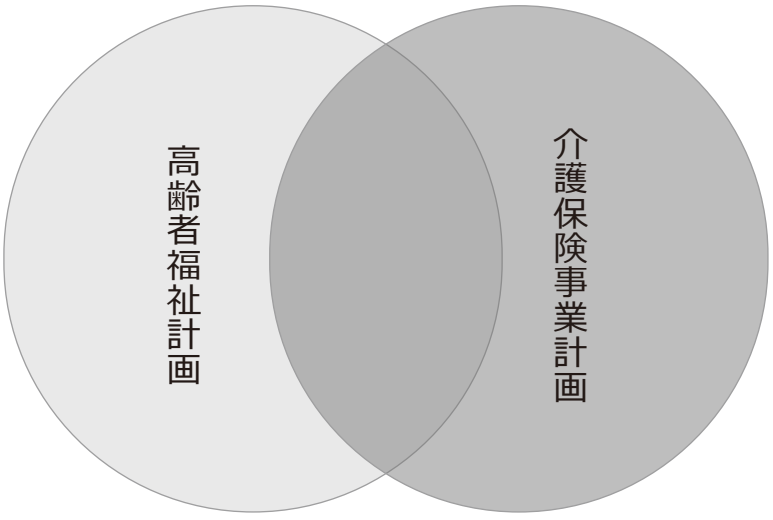

［市の計画体系における位置づけ］

本計画は、本市における最上位計画である「第２次南丹市総合振興計画」（2018 年（平成 30 年）度～2027 年度）におけるまちづくりの理念を踏まえた、高齢者福祉分野の個別計画にあたります。

また、「南丹市地域福祉計画」との調整を行い進めていきます。

地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるほか、本市の他の福祉関連計画や防災、生涯学習や、府などの関連分野における市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

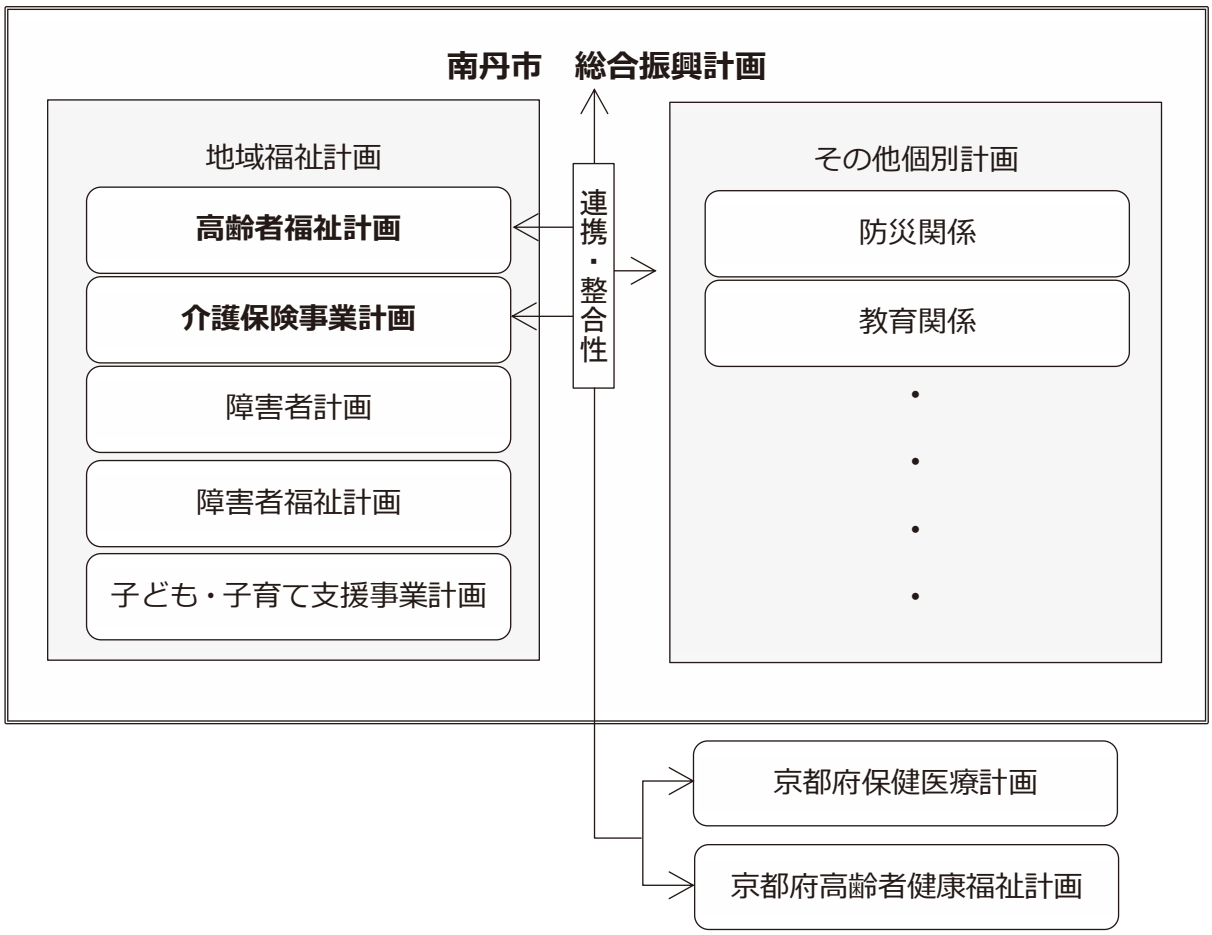

［計画の期間］

介護保険事業計画が３年ごとに見直しを行うことと合わせ、高齢者福祉計画についても３年ごとに見直しを行うこととなっています。

したがって、今回策定する「南丹市 高齢者福祉計画・第７期介護保険事業計画」は、2018年（平成30年）度から2020年度までの３か年を計画期間とします。

ただし、計画策定にあたっては、団塊の世代が75歳に達する2025年度を見据えつつ、また地域包括ケアシステムの実現のため、中長期的視点から、これを行うこととしています。

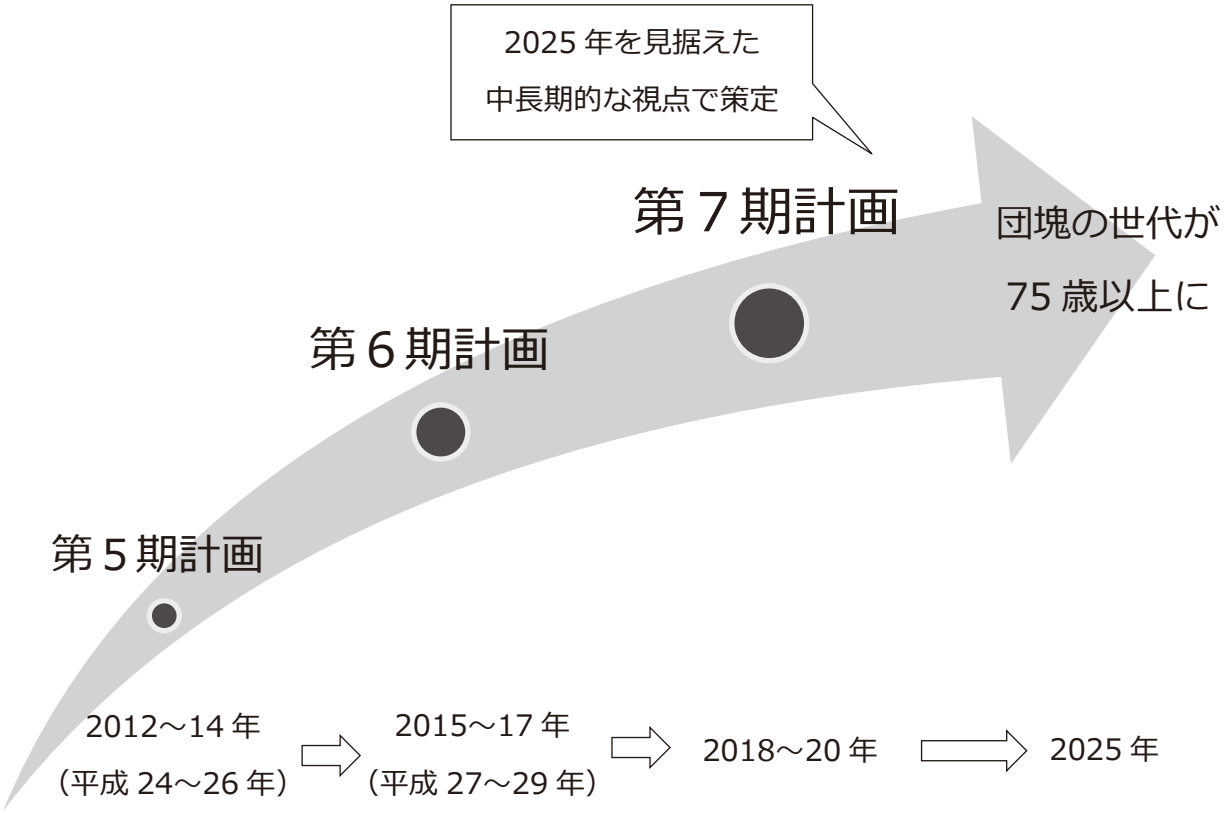

３．計画の策定・推進体制

（１）策定体制

65 歳以上の高齢者や、在宅の要支援・要介護認定者やその介護者に対してアンケート調査を実施し、高齢者の現状や意見を把握するとともに、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメント制度とは、市民の皆様の声を市政に生かすため、市の重要な政策などを決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆様の意見をいただき、その意見等を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方の意見を伺うことで、市が意思決定を行うにあたって、公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るものです。

そして、保健・医療・福祉・介護の関係機関、団体の代表者、学識経験者等で構成する「南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、計画内容について検討し策定しました。

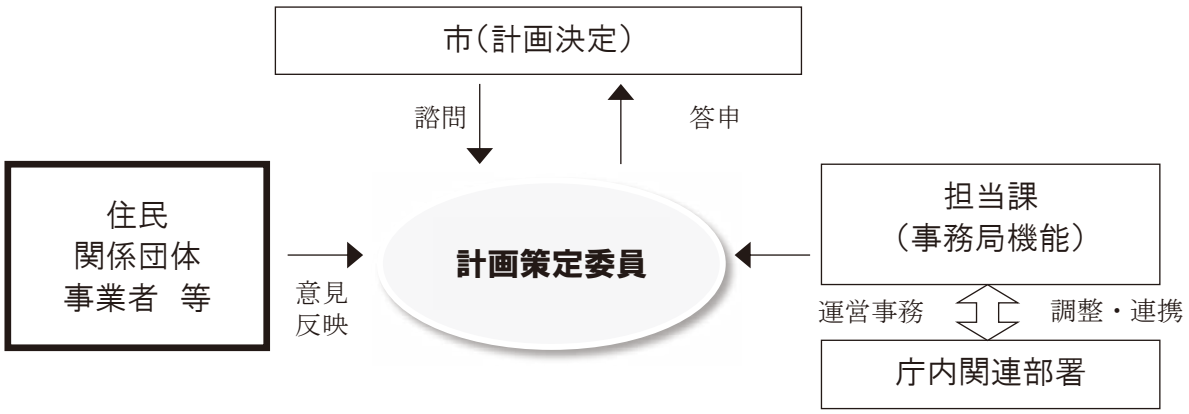

（２）推進体制

計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のＰＤＣＡサイクルを確立し、管理していきます。

特に地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取り組み内容及び目標を記載し、計画に位置づけられた目標の達成状況についてのチェックを行い、次期計画につなげていきます。

さらに、全市的な観点から本計画を推進するため、医療機関や社会福祉法人などの関係機関との連携を進めます。

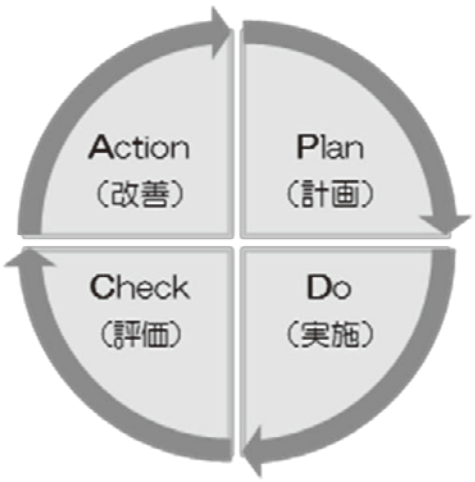

自立支援・重度化防止に向け、地域マネジメントを実施

＜ＰＤＣＡサイクル＞

①地域の実態把握・課題分析
②地域の共通目標を設定
③目標達成に向けた具体的な計画の策定
④計画に基づき、自立支援・介護予防に向けた取り組みを推進
⑤実施した施策・取り組みの検証（目標の達成状況の評価）

さまざまな施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、サービス提供事業者、関係団体等との協働のもと、相互が連携し、一体となって取り組むことが必要です。

そのため、南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会等を通じて本計画の実施状況、進捗状況を点検・評価し、高齢者をめぐる状況の変化等に対応した、より効果的な事業の実施方法を検討するなど、適切な進行管理を行います。